

令和7年度に向けた検討事項

(1) 空家等除却事業補助金の見直し

	一般型	新築型	商業型 [New]
主な要件	解体した後、更地にする	解体した後、更地にし、2年以内に跡地に住宅を新築する	解体した後、更地にする
補助額 (現行)	除却費用の 1/2 (不良住宅：最大 50 万円、準不良住宅：最大 25 万円)	除却費用の 4/5 (最大 100 万円)	—
補助額 (見直後)	除却費用の 2/3 (不良住宅：最大 80 万円、準不良住宅：最大 40 万円)	除却費用の 4/5 (最大 130 万円)	除却費用の 1/2 (不良住宅：最大 50 万円、準不良住宅：最大 25 万円)
対象者	個人とし、いずれかに該当する者 (居住地は町内外問わない) ・所有者又はその相続人 ・解体の同意を得た空家等が所在する土地の所有者又は相続人 ・町税等を滞納していない者 (町外者は除く) ・暴力団又は暴力団員若しくは暴力団関係事業者に関係していない者		同左
対象空家	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上使用されていない (水道の使用状況等で確認) ・美幌町都市計画区域内に所在する ・一戸建ての住宅で、次のいずれかに該当する <ol style="list-style-type: none"> ① 所有者の住居として建築又は購入した住宅で、過去の賃貸年数が2年以内 ② 兼用住宅又は併用住宅 (補助の対象となるのは所有者の住居部分のみ) ・所有権以外の権利が設定されていない (抵当権等) <p>・現地調査の結果、住宅地区改良法に基づく不良度の判定が50点以上 (100点以上：不良住宅、50点以上100点未満：準不良住宅)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの (旧耐震基準) であって、現地調査の結果次のいずれかに該当する <ol style="list-style-type: none"> ① 隣地、歩道等に落雪等の被害がある又は見込まれる ② 台風、積雪等の自然現象により倒壊やその被害がある又は見込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上使用されていない (水道の使用状況等で確認) ・美幌町都市計画区域内に所在する ・次のいずれかに該当する <ol style="list-style-type: none"> ① 店舗 ② 所有者の住居として建築又は購入した住宅で、過去の賃貸年数が2年超 ・所有権以外の権利が設定されていない (抵当権等) ・現地調査の結果、住宅地区改良法に基づく不良度の判定が50点以上 (100点以上：不良住宅、50点以上100点未満：準不良住宅)
上限額増根拠	<p>① 国交省で毎年公表している木造住宅の1㎡当たりの標準除却工事費が令和4～6年度の過去3年間で4,000円増額している</p> <p>② 空き家台帳の「旧耐震基準かつ木造の専用住宅」の平均延べ床面積は77㎡ → 4,000円×77㎡＝308,000円(≒300,000円)であるため、現行の上限額に300,000円上乘せ</p>		—